

就労継続支援および共同生活援助事業所の新規指定にかかる 手続きの見直しについて

1 概要

厚生労働省から、就労継続支援および共同生活援助事業所の新規指定のためのガイドラインが発出され、事業所の新規指定時における審査の強化が求められている。これを踏まえ、本県においても新規指定手続きを見直したい。

2 見直し案

事業者の新たな負担とのバランスを考慮しつつ、新規指定時の審査を強化する。

- ・対象事業：就労継続支援A型・B型、共同生活援助（国ガイドラインと同様）
- ・施行時期：指定日が令和8年10月1日以降となる申請から適用
- ・周知方法：3月27日実施の「集団指導」および県ホームページにて周知

（見直し内容）

ガイドライン項目	現在 →	見直し後
事前説明 ・指定基準等について、指定権者から説明	希望があった場合に実施	・事前協議を実施 ・利用者募集条件等の不適切事例について県ホームページで周知 ・事前協議書の提出 を求め、事業開始の理由やニーズ、建物の用途等を確認（事業計画、収支予算、生産活動シート（就労））
事前確認 ・事業開始の理由や、地域のニーズ等を確認	未実施	
事業計画書審査 ・事業計画、収支予算等の確認 ・開所予定市町への事前説明	指定申請審査と同時に実施 市町は意見書を提出	※「市町協議の厳格化」は別途検討
専門家会議審査（就労） ・事業計画書の妥当性を確認	未実施	※方向性を別途検討
指定申請審査	実施	（変更なし）
現地審査 ・開所に向けた実態を確認	未実施	・現地審査を実施 ※既に別サービスで認可を受け、多機能型として実施する場合を除く
指定	実施	（変更なし）

3 見直し後の手続きの流れ ※下線部が新規追加部分

- ① 事前協議の予約（申請日の1か月前まで）
- ② 事前協議（申請までに1回以上実施）
- ③ 申請（指定希望日の前々月末まで）
- ④ 現地確認（指定までに1回以上実施） → ⑤ 指定